

7 保医医安第 278 号
令和 7 年 6 月 30 日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都保健医療局医療改革推進担当部長
杉下 由行
(公 印 省 略)

東京都障害者情報コミュニケーションの普及啓発について

平素より東京都の保健医療施策について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり東京都福祉局障害者施策推進部共生社会推進担当課長から事務連絡がございましたので、本件について貴管内関係機関への周知につき、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

なお、都内各病院には、当部医療安全課から別途通知しておりますので申し添えます。

記

送付書類

- ・東京都障害者情報コミュニケーションの普及啓発について
(令和 7 年 6 月 23 日付事務連絡)

(上記事務連絡に関するお問合せ)

東京都福祉局障害者施策推進部企画課
電話 03-5320-4147

(本送付状に関するお問合せ)

東京都保健医療局医療政策部医療安全課指導担当
電話 03-5320-4432

関係各位

東京都福祉局障害者施策推進部
共生社会推進担当課長

東京都障害者情報コミュニケーションの普及啓発について

平素から福祉施策の推進につきまして格別の御高配をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての都民が障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して生活することができる社会の実現を目指して、「東京都障害者情報コミュニケーション条例（正式名称 東京都障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例）」が制定され、7月1日に施行されます。

東京都では、条例の施行に向け、普及啓発のためのポスター及びリーフレットを作成しました。

障害の特性に応じたコミュニケーション手段や、必要な配慮などの参考となる情報は、下記のホームページ等に掲載していますので、条例の趣旨に基づき積極的な対応をお願いします。

記

1 送付物

東京都障害者情報コミュニケーション条例ポスター及びリーフレット

※本データについては、東京都福祉局ホームページにて公開しております。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/jouhoukomyunikeshon_jourei

2 障害の特性に応じた情報提供の参考資料

(1) 特設サイト「ハートシティ東京」

障害者への情報提供の方法（障害特性、情報保障のツール、情報保障の具体例）を障害の種類ごとに紹介

【URL】

<https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/tokyoheart/jouhou/index.html>

(2) 「東京都障害者差別解消法ハンドブック」（令和6年4月改訂版）

障害特性や必要な配慮等を障害の種類ごとに紹介

【URL】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/sabetsukaisho_yougo/sabekaikeihatsu

問合せ先

東京都福祉局障害者施策推進部企画課

小林・秋山

電話 03-5320-4147（直通）

FAX 03-5388-1413

MAIL Reina_Akiyama@member.metro.tokyo.jp

ご存じですか？

とうきょう としょうがいしゃ
東京都障害者

令和7年
7月1日 施行

じょうほう
情報コミュニケーション
じょうれい
条例

しょうがい しゅるい ていど おう
障害の種類や程度に応じた
コミュニケーション方法の
ていぎょう りかい はいりょ
提供についてご理解・ご配慮を
ねが
お願いします。



たよう しゅだん れい
多様なコミュニケーション手段の例

手話



点字



コミュニケーション
ボード



絵図等の提示



じょうれい めざ
条例が目指すこと

- 障害の種類や程度に応じて、必要な配慮やコミュニケーション手段が異なることについて、都民の関心と理解を深めます。
- 情報通信技術の活用も含め、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを進めていきます。

東京都は、多様なコミュニケーション手段の普及啓発などに取り組んでいきます。

障害のある方への
情報提供方法の具体例はこちら



東京都福祉局

条例が目指すこと

- 障害の種類や程度に応じて、必要な配慮やコミュニケーション手段が異なることについて、都民の関心と理解を深めます。
- 情報通信技術の活用も含め、多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境づくりを進めていきます。



皆さんへのお願いです

都民の責務

- 条例の目的及び基本理念について理解を深め、都や区市町村が実施する施策にご協力をお願いします。

事業者の責務

- 障害者が必要とする情報を十分に取得・利用し、円滑に意思疎通を図ることができるようにしましょう。都が実施する施策にご協力をお願いします。

東京都の責務

- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、実施します。



東京都福祉局障害者施策推進部企画課

電話 03-5320-4147

FAX 03-5388-1413

東京都障害者 情報コミュニケーション 条例ができました！

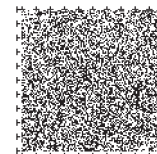
令和7年7月1日施行



条例制定の目的

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての都民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して生活することができることを目的としています。

東京都福祉局



必要な配慮やコミュニケーション手段は、その人ごとに異なります。
相手がどのようなコミュニケーション方法を求めているか確認し、対応しましょう。

多様なコミュニケーション手段の例

聞こえない・聞こえにくい方

手話（手話通訳、遠隔手話通訳）、
要約筆記、筆談 など



見えない・見えにくい方

点字 など



理解することが難しい方、
言葉を発することが難しい方など
コミュニケーションボード など



このほか、拡大文字、手書き文字、指点字、読み上げ、音訳、代筆、分かりやすい表現、実物又は絵図の提示、身振り、手振り、表情、文字盤、重度障害者用意思伝達装置、身体障害者補助犬の使用など

情報提供方法の例

受付や窓口では

- 「じっくり聞いて」、
「ゆっくり話し」、
「丁寧に対応」
- 図やイラストを活用



ホームページなどでは

- 音声読み上げ機能に対応したテキストデータなどの掲載
- 問合せ先には、電話番号、メールアドレス、FAX 番号を記載



そのほかの例は、下記の二次元コードから
ご覧ください

